

平成20年3月期決算概要

自己査定と不良債権

資産の自己査定と償却・引当

当行では、資産の健全性を確保するため、金融検査マニュアルに則した基準を定めて、保有する資産を個別に検討する「自己査定」と、不良債権を適正に処理する「償却・引当」を厳正に実施しています。

自己査定では、まず、債務者を「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5つに区分（「債務者区分」（表1ご参照））します。次に、個々の債権について回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて「非分類（Ⅰ分類）」～「Ⅳ分類」の4段階に分類しています。（「分類区分」（表2ご参照））

償却・引当では、債務者区分と分類区分に応じて、回収の見込みが低い債権については個別引当（回収不能に備えて個別貸倒引当金を計上）や直接償却（貸借対照表の資産から減額して損失を計上）などの処理を積極的に行っています。また、正常先や要注意先に対する債権については過去の貸倒実績率に基づく予想損失額を一般貸倒引当金とし

て計上しています。

不良債権の開示

不良債権については、金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」と、銀行法に基づく「リスク管理債権」の開示が義務づけられています。金融再生法開示債権は支払承諾見返など貸出金以外の債権も対象とするのに対し、リスク管理債権は貸出金のみを対象としているのが相違点です。

なお、自己査定の結果を開示する義務はありませんが、当行は経営の透明性確保の観点から、平成14年3月期決算より自主的開示に踏み切りました。

当行の平成20年3月期決算での「自己査定結果と開示基準別の分類・保全状況」は下表の通りです。



当行は、今後とも「問題は先送りしない」との姿勢を貫き、厳正な自己査定と早期の不良債権処理により、資産の健全性を確保してまいります。

自己査定結果と開示基準別の分類・保全状況（単体ベース）（平成20年3月末現在）（単位：億円）

自己査定による債務者区分（表1）	自己査定の分類区分（表2）				資産の償却・引当
	非分類（Ⅰ分類）	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	
対象資産：貸出金等と信関連債権					
正常先 23,405 (89.76%)	23,405				一般貸倒引当金を計上 正常先債権に対する過去の貸倒実績率に基づき、今後1年間の予想損失額を引き当てています。 【正常先債権残高×0.133%】 要管理先債権を除いた要注意先債権に対する過去の貸倒実績率に基づき、今後1年間の予想損失額を引き当てています。 【要注意先債権（要管理先除く）残高×1.789%】 要管理先債権に対する過去の貸倒実績率に基づき、今後3年間の予想損失額を引き当てています。 【要管理先債権残高×9.569%】
要注意先 その他の要注意先 1,587 (6.09%) 要管理先 660 (2.53%)	385	1,201			
破綻懸念先 347 (1.33%)	243	56	47		個別貸倒引当金を計上 破綻懸念先債権に対する過去の貸倒実績率に基づき、今後3年間の予想損失率をⅢ分類額に乘じて引き当てています。 【引当率71.3%、引当額118億円】 実質破綻先債権および破綻先債権に対するⅢ、Ⅳ分類額の全額を予想損失額として、引き当て、あるいは直接償却しています。 【引当率100%、引当額15億円】 ※なお、当行は実質破綻先、破綻先に対する貸出金のうち回収不能な無価値部分（Ⅳ分類）205億円を部分直接償却（オフバランス）しております。
実質破綻先 59 (0.23%)	27	32			
破綻先 16 (0.06%)	3	12			
合計 26,077 (100%)	小計 24,167	小計 1,861	小計 47	小計 —	

（注）上記の（ ）内は構成比率を表わしています。（注）銀行（当行）保証付私募債を含んでいます。

(表1) 債務者区分

正常先	業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	他の要注意先 要注意先のうち、要管理先以外の債務者
	要管理先 要注意先のうち3カ月以上延滞または貸出条件を緩和している債務者
破綻懸念先	現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく、今後、経営破綻に陥るなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

(表2) 分類区分

	定義	内容
非分類	回収の危険性または価値を損なう危険性について問題のない債権	●「正常先」に対する債権 ●「正常先」以外の債務者区分の債務者に対する債権のうち、預金担保などの優良担保・保証などで保全された部分
Ⅱ分類	債権確保上の諸条件が満足に満たされないため、あるいは、信用上疑義が存するなどの理由により、その回収について通常の度合いを越える危険を含むと認められる債権	●「要注意先」に対する債権のうち、非分類以外の部分 ●「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に対する債権のうち、不動産担保などの一般担保、保証などで保全された部分
Ⅲ分類	最終の回収または価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な債権	●「破綻懸念先」に対する債権のうち、非・Ⅱ分類以外の部分 ●「実質破綻先」「破綻先」に対する債権のうち、担保の評価額と処分可能見込額との差額部分
Ⅳ分類	回収不能または無価値と判定される債権	●「実質破綻先」「破綻先」に対する債権のうち、非・Ⅱ・Ⅲ分類以外の部分

(表3) 金融再生法開示債権

分類	内容
①正常債権	債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、下記以外に区分される債権
②要管理債権	●3カ月以上延滞債権(元金または利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権) ●貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出債権)注)いずれも③④を除く。なお、要管理債権は貸出金単位で分類します。
③危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性が高い債権
④破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産、会社更生、民事再生手続などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権

(表4) リスク管理債権

分類	内容
①貸出条件緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(②～④を除く)
②3カ月以上延滞債権	元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金(③④を除く)
③延滞債権	元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(④および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予している貸出金を除く)
④破綻先債権	会社更生法・民事再生法による更生・再生手続開始の申立て、破産の申立てまたは整理開始・特別清算開始の申立てなどの事由が生じている貸出金

金融再生法に基づく開示債権(表3)					リスク管理債権(表4)
対象資産:貸出金等与信関連債権					対象資産:貸出金
正常債権 25,250	不良債権比率 3.17%				不良債権比率 3.20%
	正常債権以外の保全状況				
	保全部分	保全のない部分		保全率	
	担保・保証による保全額	引当額			
(A) 要管理債権(貸出金のみ) 403	97	38	267	33.63%	貸出条件緩和債権 384 3カ月以上延滞債権 18
(B) 危険債権 347	181	118	47	86.26%	延滞債権 399
(C) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 75	60	15	—	100.0%	破綻先債権 16
(A)(B)(C)小計826	338	173	315	※61.85%	合計 819
合計 26,077	(注)なお、部分直接償却前の全体の保全率は69.46%となります。				